【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年１月25日
【会社名】	イオンクレジットサービス株式会社
【英訳名】	AEON CREDIT SERVICE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員　神谷 和秀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目１番地 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の連絡場所で行っております。）
【電話番号】	03-5281-2057
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員経営管理本部長　若林 秀樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美土代町１番地
【電話番号】	03-5281-2057
【事務連絡者氏名】	取締役兼専務執行役員経営管理本部長　若林 秀樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年９月12日開催の取締役会において、株式会社イオン銀行（以下「イオン銀行」といいます。）との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結すること、及び、本経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、イオン銀行を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結することをそれぞれ決議し、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２、及び第７号の規定に基づき、平成24年９月13日付で臨時報告書を提出いたしました。なお、当社及びイオン銀行は、本経営統合契約において、概要、当社が、イオン銀行に対し、クレジットカード事業に関する権利義務（ただし、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）を承継する会社分割を行うこと、及び、同社が新たに設立する完全子会社に対し、それ以外の事業に関する権利義務（ただし、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）を承継する会社分割を行うことを合意しております。

今般、当社は、平成24年１月25日開催の取締役会において、(1)イオン銀行との間で、同社に対して当社のクレジットカード事業（ただし、アクワイヤリング業務に係る事業を除きます。）等に関する権利義務（ただし、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割(ⅰ)」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約(ⅰ)」といいます。）を締結し、(2)当社が新たに設立した完全子会社である新イオンクレジットサービス株式会社（以下「新イオンクレジットサービス」といいます。）との間で、同社に対して当社のそれ以外の事業に関する権利義務（ただし、当事者が別途合意した権利義務を除きます。）を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割(ⅱ)」といい、本吸収分割(ⅰ)と本吸収分割(ⅱ)をあわせて、以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約(ⅱ)」といい、本吸収分割契約(ⅰ)と本吸収分割契約(ⅱ)をあわせて、以下「本吸収分割契約」といいます。）をそれぞれ締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2【訂正内容】

訂正箇所は、下線＿＿＿＿を付して表示しております。

（訂正前）

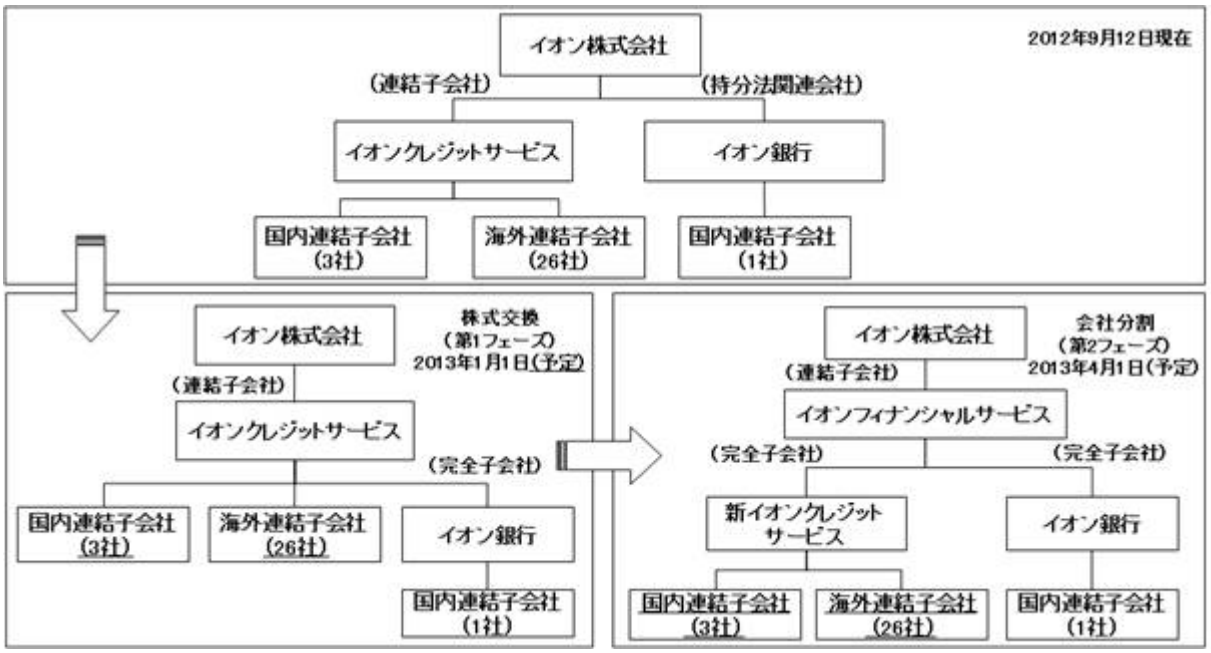
Ⅰ．本株式交換について

（中略）

② 本経営統合後の姿

本経営統合後の姿は、下記の(ⅰ)本経営統合に至る資本関係図及び(ⅱ)本経営統合後の事業概要図のとおりです。なお、当社及びイオン銀行の持分法関連会社は省略しております。

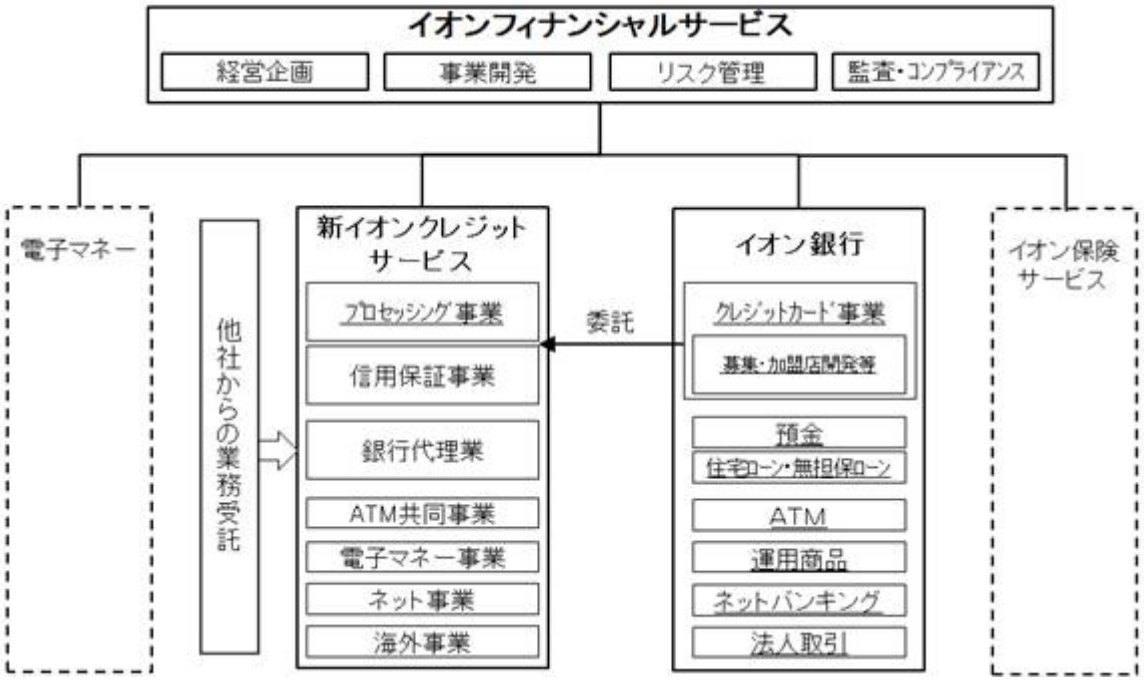
（ⅰ）本経営統合に至る資本関係図



（注1） 本株式交換及び本吸収分割により、当社は、銀行業務及びクレジットカード事業等を営む子会社を有する、持株会社（銀行持株会社）に移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャルサービス」といいます。）に変更する予定です。

（注2） 現行の当社の海外連結子会社の株式の移転については、各国の規制・当局の決定、命令、判断又は要請に従うこととなり、イオンフィナンシャルサービスが当該株式を継続保有する可能性があります。

（ⅱ）本経営統合後の３社の事業概要図



（注） 上図の点線括弧内は、中長期的な概要図です。

（中略）

Ⅱ．本吸収分割について

(1) 本吸収分割(ｉ)の相手会社についての事項

（中略）

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

上記Ⅰ．(1)③をご参照ください。

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

上記Ⅰ．(1)④をご参照ください。

（中略）

(3) 本吸収分割(ｉ)の方法、本吸収分割(ｉ)に係る割当ての内容及びその他の本吸収分割(ｉ)に係る吸収分割契約の内容

（中略）

② 本吸収分割(ｉ)の日程

本経営統合契約締結取締役会決議日	平成24年９月12日
本経営統合契約締結日	平成24年９月12日
本吸収分割(ｉ)に係る取締役会決議日	平成25年１月中（予定）
本吸収分割(ｉ)に係る吸収分割契約書締結日	平成25年１月中（予定）
本吸収分割(ｉ)に関して必要となる株主総会開催日	平成25年２月中（予定）
本吸収分割(ｉ)効力発生日	平成25年４月１日（予定）

③ 本吸収分割(ｉ)に係る割当の内容

未定です。

④ その他の本吸収分割(ⅰ)に係る吸収分割契約の内容

未定です。

(4) 本吸収分割(ⅰ)に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

(5) 本吸収分割(ⅰ)後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社イオン銀行
本店の所在地	東京都江東区枝川一丁目９番６号
代表者の氏名	代表取締役社長　森山 高光
資本金の額	未定です。
純資産の額	未定です。
総資産の額	未定です。
事業の内容	銀行業、保険代理業

Ⅲ. 本吸収分割(ⅱ)について

(1) 本吸収分割(ⅱ)の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

本臨時報告書提出日現在、新イオンクレジットサービスは設立されておらず、未定です。

② 最近３年間に終了した各事業年度の営業収益、経常利益及び純利益

本臨時報告書提出日現在、新イオンクレジットサービスは設立されておらず、終了した事業年度はありません。

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

・当社　100.00%（予定）

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

・資本関係　当社の完全子会社として設立される予定です。
・人的関係　未定です。
・取引関係　事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

（中略）

(3) 本吸収分割(ⅱ)の方法、本吸収分割(ⅱ)に係る割当ての内容及びその他の本吸収分割(ⅱ)に係る吸収分割契約の内容

(中略)

② 本吸収分割(ⅱ)の日程

本経営統合契約締結取締役会決議日	平成24年９月12日
本経営統合契約締結日	平成24年９月12日
本吸収分割(ⅱ)に係る取締役会決議日	平成25年１月中（予定）
本吸収分割(ⅱ)に係る吸収分割契約書締結日	平成25年１月中（予定）
本吸収分割(ⅱ)に関して必要となる株主総会開催日	平成25年２月中（予定）
本吸収分割(ⅱ)効力発生日	平成25年４月１日（予定）

③ 本吸収分割(ⅱ)に係る割当の内容

未定です。

④ その他の本吸収分割(ⅱ)に係る吸収分割契約の内容

未定です。

(3) 本吸収分割(ⅱ)後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

未定です。

(4) 本吸収分割(ⅱ)に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

(5) 本吸収分割(ⅱ)後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

未定です。

(後略)

（訂正後）

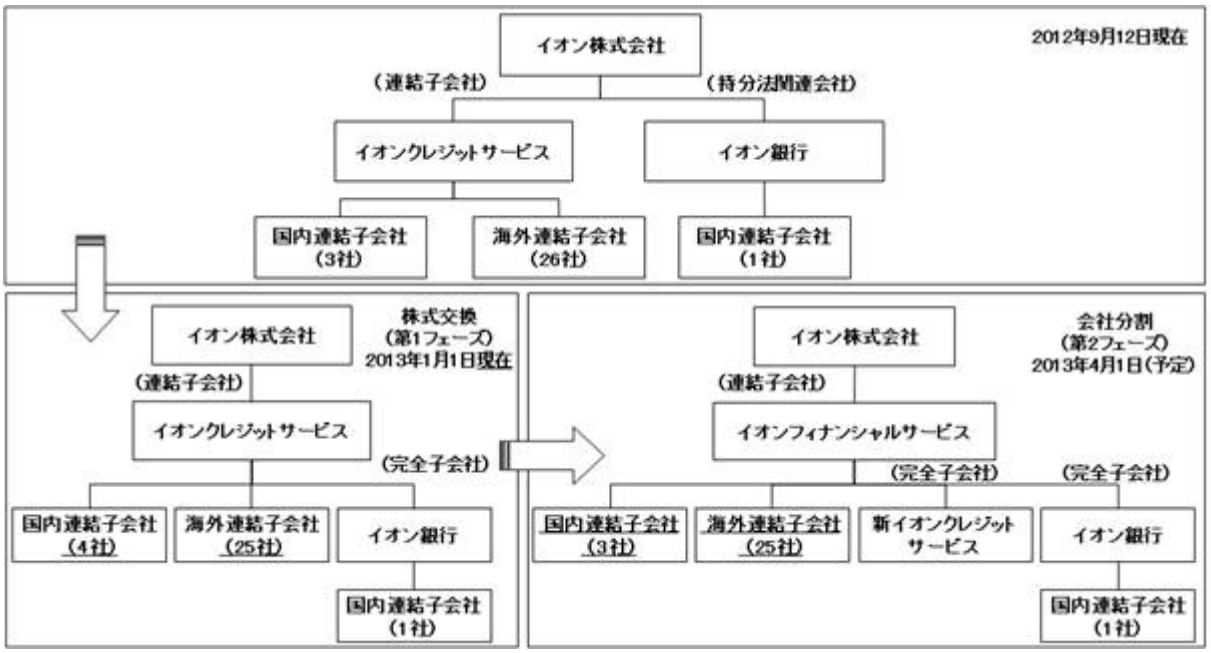
Ⅰ．本株式交換について

（中略）

② 本経営統合後の姿

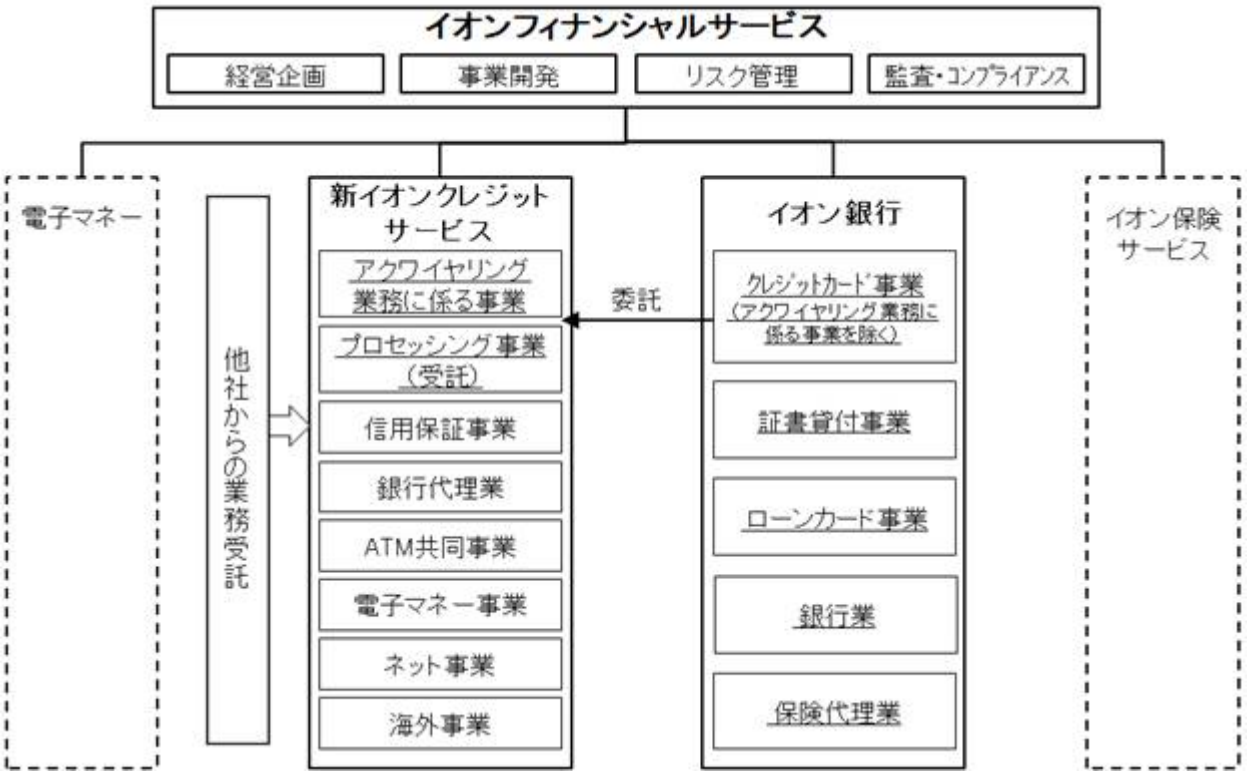
本経営統合後の姿は、下記の(ⅰ)本経営統合に至る資本関係図及び(ⅱ)本経営統合後の事業概要図のとおりです。なお、当社及びイオン銀行の持分法関連会社は省略しております。

（ⅰ）本経営統合に至る資本関係図



（注） 本株式交換及び本吸収分割により、当社は、銀行業務及びクレジットカード事業等を営む子会社を有する、持株会社（銀行持株会社）に移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャルサービス」といいます。）に変更する予定です。

（ⅱ）本経営統合後の３社の事業概要図



（注） 上図の点線括弧内は、中長期的な概要図です。

（中略）

Ⅱ．本吸収分割(ｉ)について

(1) 本吸収分割(ｉ)の相手会社についての事項

（中略）

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年１月25日現在）

・当社　100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

・資本関係　イオン銀行は当社の100%子会社です。

・人的関係　当社取締役５名がイオン銀行の取締役を兼任しております。また、当社からイオン銀行への出向者は３名、イオン銀行から当社への出向者は110名となっております。

・取引関係　当社はイオン銀行と銀行代理業務契約及び保証委託契約を締結しております。また、ＡＴＭに係る共同事業を行っております。

（中略）

(3) 本吸収分割(ⅰ)の方法、本吸収分割(ⅰ)に係る割当ての内容及びその他の本吸収分割(ⅰ)に係る吸収分割契約の内容

(中略)

② 本吸収分割(ⅰ)の日程

本経営統合契約締結取締役会決議日	平成24年９月12日
本経営統合契約締結日	平成24年９月12日
本吸収分割(ⅰ)に係る取締役会決議日	平成25年１月25日
本吸収分割(ⅰ)に係る吸収分割契約書締結日	平成25年１月25日
本吸収分割(ⅰ)に関して必要となる株主総会開催日	平成25年２月28日
本吸収分割(ⅰ)効力発生日	平成25年４月１日

③ 本吸収分割(ⅰ)に係る割当の内容

本吸収分割(ⅰ)に際し、イオン銀行は、当社に対してイオン銀行の普通株式500,000株を割当交付します。

④ その他の本吸収分割(ⅰ)に係る吸収分割契約の内容

当社がイオン銀行との間で平成25年１月25日に締結した本吸収分割契約(ⅰ)の内容は、別紙①のとおりです。

(4) 本吸収分割(ⅰ)に係る割当ての内容の算定根拠

当社はイオン銀行の発行済株式の100%を保有しており、かつ、イオン銀行が本吸収分割(ⅰ)に際し新たに発行する株式の全部を当社に割当て交付するため、株式数は当社とイオン銀行で協議の上、決定いたしました。

(5) 本吸収分割(ⅰ)後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社イオン銀行
本店の所在地	東京都江東区枝川一丁目９番６号
代表者の氏名	代表取締役社長　森山 高光
資本金の額	未定です。
純資産の額	未定です。
総資産の額	未定です。
事業の内容	銀行業、クレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除きます）、証書貸付事業、ローンカード事業、保険代理業

Ⅲ. 本吸収分割(ⅱ)について

(1) 本吸収分割(ⅱ)の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新イオンクレジットサービス株式会社
本店の所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
代表者の氏名	代表取締役　水野 雅夫
資本金の額	50,000千円
純資産の額	50,000千円
総資産の額	50,000千円
事業の内容	当社から吸収分割により事業を承継するのに必要な準備等

② 最近３年間に終了した各事業年度の営業収益、経常利益及び純利益

本臨時報告書の訂正報告書提出日現在、終了した事業年度はありません。

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年１月25日現在）

・当社　100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

・資本関係　新イオンクレジットサービスは当社の100%子会社です。

・人的関係　当社取締役１名が新イオンクレジットサービスの取締役を兼任しております。また、当社従業員３名を新イオンクレジットサービスの取締役、当社従業員１名を監査役として派遣しております。

・取引関係　事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

（中略）

(3) 本吸収分割(ⅱ)の方法、本吸収分割(ⅱ)に係る割当ての内容及びその他の本吸収分割(ⅱ)に係る吸収分割契約の内容

（中略）

② 本吸収分割(ⅱ)の日程

本経営統合契約締結取締役会決議日	平成24年９月12日
本経営統合契約締結日	平成24年９月12日
本吸収分割(ⅱ)に係る取締役会決議日	平成25年１月25日
本吸収分割(ⅱ)に係る吸収分割契約書締結日	平成25年１月25日
本吸収分割(ⅱ)に関して必要となる株主総会開催日	平成25年２月28日
本吸収分割(ⅱ)効力発生日	平成25年４月１日

③ 本吸収分割(ⅱ)に係る割当の内容

本吸収分割(ⅱ)に際し、新イオンクレジットサービスは、当社に対して新イオンクレジットサービスの普通株式9,000,000株を割当交付します。

④ その他の本吸収分割(ⅱ)に係る吸収分割契約の内容

当社が新イオンクレジットサービスとの間で平成25年１月25日に締結した本吸収分割契約(ⅱ)の内容は、別紙②のとおりです。

(4) 本吸収分割(ⅱ)に係る割当ての内容の算定根拠

当社は新イオンクレジットサービスの発行済株式の100%を保有しており、かつ、新イオンクレジットサービスが本吸収分割(ⅱ)に際し新たに発行する株式の全部を当社に割当て交付するため、株式数は当社と新イオンクレジットサービスで協議の上、決定いたしました。

(5) 本吸収分割(ⅱ)後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新イオンクレジットサービス株式会社
本店の所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
代表者の氏名	代表取締役　水野 雅夫
資本金の額	未定です。
純資産の額	未定です。
総資産の額	未定です。
事業の内容	クレジットカード事業のうちアクワイヤリング業務に係る事業、プロセッシング事業、信用保証事業、銀行代理業、電子マネー事業、ネット事業、海外事業等

（注） 新イオンクレジットサービスは、平成25年４月１日（予定）に、本吸収分割の効力が生ずることを条件として、その商号を「イオンクレジットサービス株式会社」に変更する予定です。

（後略）

以上

別紙①

吸収分割契約書

イオンクレジットサービス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社イオン銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、本件効力発生日（第６条に定義する。以下同じ。）をもって承継対象権利義務（第３条第１項に定義する。）を分割（以下「本件吸収分割」という。）して乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第２条（当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

① 吸収分割会社（甲）

商号：イオンクレジットサービス株式会社

住所：東京都千代田区神田錦町一丁目１番地

② 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社イオン銀行

住所：東京都江東区枝川一丁目９番６号

第３条（本件吸収分割により承継する権利義務）

１．甲は、別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債その他の権利義務等（以下「承継対象権利義務」という。）を、本件効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

２．本件吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第４条（本件吸収分割に際して乙が交付する対価）

乙は、甲に対し、前条に定める権利義務の対価として、乙の普通株式500,000株を交付する。

第５条（本件吸収分割に際して増加する乙の資本金及び準備金）

本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が別途定める。

第６条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成25年４月１日とする。但し、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第７条（株主総会の承認等）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催（会社法第319条第１項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。但し、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第８条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本件効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第９条（競業避止義務の免除）

甲は、本件効力発生日以降、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第10条（本件吸収分割の条件の変更及び中止）

本件効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意により本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本件吸収分割を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日までに、第７条に定める甲の株主総会の承認が得られないとき、本件吸収分割を実行するために本件効力発生日に先立って取得することが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたとき若しくは本件吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成25年１月25日

甲 東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役兼社長執行役員　神谷 和秀

乙 東京都江東区枝川一丁目９番６号
株式会社イオン銀行
代表取締役社長　森山 高光

別紙

承継権利義務明細表

本件吸収分割において乙が甲から承継する権利義務は、甲の以下に掲げる権利義務とする。但し、金融機関との間の金銭消費貸借契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務は第２項に定めるものに限るものとする。また、別添「承継対象権利義務から除かれるもの」に定める権利義務を除く。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこれらの限りでない。

１．各種事業等に係る権利義務

甲が以下に掲げる事業に関して有する一切の資産、負債、契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務、並びに許認可等（許可、認可、承諾、登録、届出等をいう。但し、法律上承継可能なものに限る。）

(1) クレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）

(2) 証書貸付事業（メンバーズローンに係る事業に限る。）

(3) ローンカード事業

２．金融機関からの借入金等

(1) 金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金債務のうち、当該契約上、当該契約の締結日から１年を超える日に弁済期限が設定されたもの並びにこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務

(2) 金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金債務であって、かつ、当該契約上、当該契約の締結日から１年以内に弁済期限が設定されたもののうち、甲が、本契約の締結日以降本件効力発生日までに、金融機関との間で締結する金銭消費貸借契約に係る借入金債務並びにこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務

(3) 甲が、甲と有限会社フロンティア・ファンディング・コーポレーションとの間の平成22年２月12日付債権譲渡基本契約及び当該契約に関して締結された適格債権の割引支払コミットメントに関する覚書に係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務

別添

承継対象権利義務から除かれるもの

1．キャッシング債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員が当該カードの利用規約に基づきキャッシングサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権（利息債権及び手数料債権を含む。以下同じ。）をいう。）、ショッピング債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員が当該カードの利用規約に基づきショッピングサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）、メンバーズローン債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員がメンバーズローン規約に基づき証書貸付サービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）及びローンカード債権（甲の発行に係るローンカードの会員が当該カードの利用規約に基づきローンサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）等に関する権利義務のうち、以下に該当するもの

(1) 甲が有するキャッシング債権又はショッピング債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。

① 甲の発行に係るクレジットカードの利用規約に基づくキャッシングサービスを、平成19年３月10日以前に利用したカードに係るキャッシング債権。

② キャッシング債権又はショッピング債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のキャッシング債権及びショッピング債権。

③ 破産、民事再生その他これらに類する債務整理手続（私的整理手続を含み、以下単に「債務整理手続」という。）の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のキャッシング債権及びショッピング債権。

(2) メンバーズローン債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。

① メンバーズローン債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のメンバーズローン債権。

② 債務整理手続の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のメンバーズローン債権。

(3) 甲が有するローンカード債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。

① 甲の発行に係るローンカードの利用規約に基づくローンサービスを、平成19年３月10日以前に利用したカードに係るローンカード債権。

② ローンカード債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のローンカード債権。

③ 債務整理手続の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のローンカード債権。

(4) 上記(1)乃至(3)の会員に関する個人情報

(5) 上記(1)乃至(3)に定める債権に係る契約に基づき甲がその会員に対して有する金銭返還債務。但し、当該会員が甲に対して当該契約に定める元本及び利息を超過して支払った場合における当該超過支払分に係る金銭返還債務を除く。

2．甲がそのクレジットカード事業に関して有する不動産、動産、ネットワークシステム、ソフトウェア並びにこれらに関して締結された契約（甲が、効力発生日までに、乙に対するクレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）の承継に伴って乙との間で締結する、本件吸収分割の効力が発生することを停止条件とする賃貸借契約を含む。）に係る契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務、並びにこれらに関する一切の許認可等

3．甲が顧客に対する債権の回収のために金融機関との間で締結した、預金契約及び口座振替契約に係る契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

4．甲が有する、甲とみずほ信託銀行株式会社との間の平成16年１月13日付貸金債権信託契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務（劣後受益権を含む。）

５．甲がVisa WorldWide Pte. Limited及びその関連会社、MasterCard International Inc.及びその関連会社並びに株式会社ジェーシービーとの間で締結する、クレジットカードのＶｉｓａブランド、MasterCardブランド又はＪＣＢブランドに関する契約の契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務

６．甲の発行する社債、新株予約権付社債及びコマーシャルペーパー、並びに甲の子会社の借入れに関する保証に係る契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

７．本件効力発生日後の甲の事業（子会社等管理事業）を運営するために必要な不動産、動産、知的財産権、ネットワークシステム、ソフトウェア並びにこれらに関して締結された契約に係る契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務

８．本件効力発生日後の甲の事業（子会社等管理事業）を運営するために必要な各種契約（甲の子会社に対する貸付金に係る契約を含む。）及び甲が上場会社として契約すべき各種契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

９．甲が保有する内国会社及び外国会社の株式又は持分

10．本件効力発生日において甲が締結している雇用契約及び出向契約（甲が、効力発生日までに、乙に対するクレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）の承継に伴って乙との間で締結する、本件吸収分割の効力が発生することを停止条件として乙への出向が開始する旨を定めた出向契約を含む。）並びに甲とイオンクレジットサービスユニオンとの間の労働協約の契約上の地位並びにこれに基づく一切の権利義務

別紙②

吸収分割契約書

イオンクレジットサービス株式会社（以下「甲」という。）と新イオンクレジットサービス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、本件効力発生日（第６条に定義する。以下同じ。）をもって承継対象権利義務（第３条第１項に定義する。）を分割（以下「本件吸収分割」という。）して乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第２条（当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

① 吸収分割会社（甲）

商号：イオンクレジットサービス株式会社

住所：東京都千代田区神田錦町一丁目１番地

② 吸収分割承継会社（乙）

商号：新イオンクレジットサービス株式会社

住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

第３条（本件吸収分割により承継する権利義務）

１．甲は、別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債その他の権利義務等（以下「承継対象権利義務」という。）を、本件効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

２．本件吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第４条（本件吸収分割に際して乙が交付する対価）

乙は、甲に対し、前条に定める権利義務の対価として、乙の普通株式9,000,000株を交付する。

第５条（本件吸収分割に際して増加する乙の資本金及び準備金）

本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が別途定める。

第６条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成25年４月１日とする。但し、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第７条（株主総会の承認等）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催（会社法第319条第１項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。但し、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第８条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本件効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第９条（競業避止義務の免除）

甲は、本件効力発生日以降、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第10条（本件吸収分割の条件の変更及び中止）

本件効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意により本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本件吸収分割を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日までに、第７条に定める甲の株主総会の承認が得られないとき、本件吸収分割を実行するために本件効力発生日に先立って取得することが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたとき若しくは本件吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成25年１月25日

甲 東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役兼社長執行役員　神谷 和秀

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
新イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役　水野 雅夫

別紙

承継権利義務明細表

本件吸収分割において乙が甲から承継する権利義務は、甲の以下に掲げる権利義務とする。但し、金融機関との間の金銭消費貸借契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務は第５項に定めるものに限るものとする。また、別添「承継対象権利義務から除かれるもの」に定める権利義務を除く。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこれらの限りでない。

１．甲が以下に掲げる事業以外に関して有する一切の資産、負債、契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務、並びに許認可等（許可、認可、承諾、登録、届出等をいう。但し、法律上承継可能なものに限る。）
(1) クレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）
(2) 証書貸付事業（メンバーズローンに係る事業に限る。）
(3) ローンカード事業

２．キャッシング債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員が当該カードの利用規約に基づきキャッシングサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権（利息債権及び手数料債権を含む。以下同じ。）をいう。）、ショッピング債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員が当該カードの利用規約に基づきショッピングサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）、メンバーズローン債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員がメンバーズローン規約に基づき証書貸付サービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）及びローンカード債権（甲の発行に係るローンカードの会員が当該カードの利用規約に基づきローンサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）等に関する権利義務のうち、以下に該当するもの
(1) 甲が有するキャッシング債権又はショッピング債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。
① 甲の発行に係るクレジットカードの利用規約に基づくキャッシングサービスを、平成19年３月10日以前に利用したカードに係るキャッシング債権。
② キャッシング債権又はショッピング債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のキャッシング債権及びショッピング債権。
③ 破産、民事再生その他これらに類する債務整理手続（私的整理手続を含み、以下単に「債務整理手続」という。）の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のキャッシング債権及びショッピング債権。

(2) メンバーズローン債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。
① メンバーズローン債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のメンバーズローン債権。
② 債務整理手続の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のメンバーズローン債権。

(3) 甲が有するローンカード債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。
① 甲の発行に係るローンカードの利用規約に基づくローンサービスを、平成19年３月10日以前に利用したカードに係るローンカード債権。
② ローンカード債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のローンカード債権。
③ 債務整理手続の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のローンカード債権。

(4) 上記(1)乃至(3)の会員に関する個人情報

(5) 上記(1)乃至(3)に定める債権に係る契約に基づき甲がその会員に対して有する金銭返還債務。但し、当該会員が甲に対して当該契約に定める元本及び利息を超過して支払った場合における当該超過支払分に係る金銭返還債務を除く。

３．甲がそのクレジットカード事業に関して有する不動産、動産、ネットワークシステム、ソフトウェア並びにこれらに関して締結された契約（甲が、効力発生日までに、株式会社イオン銀行に対するクレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）の承継に伴って株式会社イオン銀行との間で締結する、甲及び株式会社イオン銀行の間の吸収分割契約に係る吸収分割の効力が発生することを停止条件とする賃貸借契約を含む。）に係る契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務、並びにこれらに関する一切の許認可等

４．甲が顧客に対する債権の回収のために金融機関との間で締結した、預金契約及び口座振替契約に係る契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

５．金融機関からの借入金等

金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金債務のうち、当該契約上、当該契約の締結日から１年以内に弁済期限が設定されたもの並びにこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。但し、甲が、本契約の締結日以降本件効力発生日までに、金融機関との間で締結する金銭消費貸借契約に係る借入金債務並びにこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務を除く。

６．雇用契約

本件効力発生日において甲が締結している雇用契約及び出向契約（甲が、効力発生日までに、株式会社イオン銀行に対するクレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）の承継に伴って株式会社イオン銀行との間で締結する、甲及び株式会社イオン銀行の間の吸収分割契約に係る吸収分割の効力が発生することを停止条件として株式会社イオン銀行への出向が開始する旨を定めた出向契約を含む。）並びに甲とイオンクレジットサービスユニオンとの間の労働協約の契約上の地位並びにこれに基づく一切の権利義務

７．甲が有する、甲とみずほ信託銀行株式会社との間の平成16年１月13日付貸金債権信託契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務（劣後受益権を含む。）

別添

承継対象権利義務から除かれるもの

１．負債・債務等

(1) 甲が、甲と有限会社フロンティア・ファンディング・コーポレーションとの間の平成22年２月12日付債権譲渡基本契約及び当該契約に関して締結された適格債権の割引支払コミットメントに関する覚書に係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務

(2) 甲の発行する社債、新株予約権付社債及びコマーシャルペーパー、並びに甲の子会社の借入れに関する保証に係る契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

２．甲がVisa WorldWide Pte. Limited及びその関連会社、MasterCard International Inc.及びその関連会社並びに株式会社ジェーシービーとの間で締結する、クレジットカードのＶｉｓａブランド、MasterCardブランド又はＪＣＢブランドに関する契約の契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務

３．本件効力発生日後の甲の事業（子会社等管理事業）を運営するために必要な不動産、動産、知的財産権、ネットワークシステム、ソフトウェア並びにこれらに関して締結された契約に係る契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務

４．本件効力発生日後の甲の事業（子会社等管理事業）を運営するために必要な各種契約（甲の子会社に対する貸付金に係る契約を含む。）及び甲が上場会社として契約すべき各種契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

５．甲が保有する内国会社及び外国会社の株式又は持分